

土浦ロータリークラブ指名委員会規程

第1条 名称

この委員会の名称は、土浦ロータリークラブ指名委員会（以下「指名委員会」という）とする。

第2条 目的

指名委員会は、土浦ロータリークラブの会長（次次年度）、次年度副会長、幹事、会計および6名の理事の推薦をすることを目的とする。

第3条 構成

指名委員会は、7名の委員を以て構成し、毎年9月第1例会に設置するものとする。

第4条 委員の資格

会長および副会長は指名委員会の委員となる。

当クラブに引続き5年以上在籍する正会員は指名委員会の委員となる資格を有する。

第5条 委員の選出および任命

第4条による委員の選出は会長がこれを行い、理事会の承認を得て会員に通知するものとする。但し2名は元会長より選出することを要する。

委員に欠員が生じた場合は、会長または副会長は速やかにその補充をなすものとする。

第6条 委員の任期

指名委員の任期は、毎年9月1日より12月年次総会までとする。但し任期の中途に選ばれた委員の任期は前任者の残存期間とする。

第7条 任務

指名委員会は、会長（次次年度）、次年度副会長、幹事、会計および理事として最適なものを推薦することを任務とする。

第8条 委員長・副委員長

指名委員会の委員長には会長が、副委員長には副会長が当たる。

委員長は会を運営し、会を統括する。

委員長は会議を招集し、その議長を勤める。

副会長は委員長に事故があった場合または委員長が欠けた場合、その職務を代行する。

第9条 委員会会議

指名委員会の会議は、会長が必要と認めた場合随時開催する。但し少なくとも任期中に2回開催しなければならない。

指名委員会の会議は委員5名を以て定足数とする。

会長、副会長、幹事、会計および理事の選出については委員5名以上の賛成を必要とする。

第10条 会計

指名委員会の会計は9月1日より6月30日までとし、その経費はクラブの経費でまかなう。

第11条 細則

この規程の運営等に関する細則は別に理事会の承認を得て会長がこれを定める。

(平成23年12月1日年次総会にて一部改訂)

(平成26年8月7日改定)

土浦ロータリークラブ慶弔に関する内規

慶弔に関する内規は、会員または其の家族の見舞金について基準を定めるが、慶事に際しては原則として理事会に諮った上贈呈するものとする。

見舞金の分類は、次の分類による。

(1) 会員死亡弔慰金

会員が死亡した場合は、次の弔慰金を贈る。

香典 20,000円

生花 1基（またはこれに準ずるもの）

(2) 家族死亡弔慰金

配偶者 香典 10,000円

生花 1基（またはこれに準ずるもの）

子供 香典10,000円

会員の父母 香典 10,000円

生花 1基（またはこれに準ずるもの）

元会員 在籍10年以上で退会後5年以内の元会員 香典10,000円

(3) 傷病見舞金

会員が傷病のため引き続き3週間以上病床にある場合は、次の見舞金を贈る。

10,000円以上 または 相当品

(4) 災害見舞金

会員の居住する家屋が天災地変其の不慮の災害を蒙った場合は、次の災害見舞金を贈る。

10,000円以上（被害状況により理事会が決定する）

◎以上の見舞金に対する返礼は不要とする。

本内規は昭和59年1月6日より実施するものとする。（昭和59年1月6日理事会承認）

付則 弔事に際し、会員及び配偶者並びに会員の父母の死亡の時のみ事務局より全会員に通知を行なう。

（昭和59年4月6日理事会決定）

（平成14年6月1日理事会にて一部改訂）

（平成23年12月1日理事会にて一部改訂）

（平成26年8月7日改定）

土浦ロータリークラブ旅費に関する内規

ロータリーに関する各会合に出席する旅費を次の通りとする。

(1) 支給

地区大会、地区研修・協議会、会長幹事会、委員長会議、式典、その他義務出席と認められた会員に支給する。ただし、クラブ手配のバスで出席した場合は個別には支払わない。また、地区より交通費が支給された場合も支払わない。

(2) 旅費は次の様に支給する。

(同方向へ行く場合は同乗する事)

茨城県内 (第6分区) 無償

〃 (第6分区以外) 2,000円

県外 3,000円

なお、車利用の場合高速道路料金 (領収書添付) についても相応に支給する。

(平成 8 年 1 月 5 日理事会決定)

(平成14年 6 月 1 日理事会にて一部改訂)

(平成23年12月 1 日理事会にて一部改訂)

(平成26年 8 月 7 日改定)

土浦ロータリークラブ入会金に関する内規

1. 同一法人・事業所内での転勤、その他の理由で会員が変更する場合、入会金は下記の通りとする。
 - 前任者が退会后3年以内に入会の場合は10,000円とする。
 - 前任者が退会后5年以内に入会の場合は20,000円とする。
2. 親(子)が正会員または元会員である場合、その子(親)が会員になる場合は細則第6条第1節の入会金は半額とする。(同一法人会員が複数になる場合もこれに順ずる)
3. 他クラブに属していた元会員及び本クラブ元会員は2度目の入会金を要しないものとする。

(平成21年3月19日改定)

(平成26年8月7日改定)

(平成29年9月7日改定)